

医療保険利用料金表（自己負担3割）

令和1年10月1日改正

1.訪問看護基本料療養費				3 割	
				週3回目まで 1日に付き	週4回目まで 1日に付き
① 基本療養費(Ⅰ)	看護師・理学・作業療法士	5550	6550	1,665 円	1,965 円
② 基本療養費(Ⅱ) 【施設等への訪問】	看護師・理学・作業療法士(同一日2人)	5550	6550	1,665 円	655 円
	看護師・理学・作業療法士(同一日3人以上)	2780	3280	834 円	328 円
③ 基本療養費(Ⅲ)	外泊中の訪問看護に対し算定 入院中に1回(別に厚生労働大臣が定める疾病等 は2回)に限り算定可能 ※1		8500	2,550 円	

2.精神科訪問看護基本療養費				週3回目まで 1日に付き		週4回目まで 1日に付き	
① 基本療養費(Ⅰ)	30分未満	看護師・作業療法士	4250	5100	1,275 円	1,530 円	
	30分以上		5550	6550	1,665 円	1,965 円	

3.訪問看護管理療養費				7440		2,232 円	
① 月の初日							
② 2日目以降				1日に付き		3000	

4. 加算等				2650		795 円	
① 緊急訪問看護加算				1日に付き			
② 難病等複数回訪問加算				1日に2回		4500	
				1日に3回以上		8000	
③ 長時間訪問加算				90分を超える場合(対象者は※1)		5200	
④ 24時間対応体制加算				月1回(利用者の希望により)		6400	
⑤ 退院時共同指導加算				月2回まで		8000	
⑥ 特別管理指導加算(⑤に上乘せ)				厚生労働大臣が定める疾病等の利用者		2000	
⑦ 退院支援指導加算				退院日の訪問		6000	
⑧ 在宅患者緊急時カンファレンス加算				月2回		2000	
⑨ 特別管理加算				月1回(対象者は※2)		5000	
				月1回(対象者は※3)		2500	
⑩ 情報提供療養費1・2				月1回(別表7・8の対象者)		1500	
情報提供療養費3				月1回(主治医以外の医療機関に入院時)		1500	
⑪ ターミナルケア療養費1				1回		25000	
ターミナルケア療養費2				1回(施設が看取り加算算定の場合)		10000	
⑫ 乳幼児加算				1日に付き		1500	
複数名訪問看護加算				看護師と看護師等と同時訪問(週1回)		4500	
				看護師と看護補助者と同時訪問(週3日)		3000	
⑬ ・厚生労働大臣が定める場合 看護師と看護補助者と同時訪問				1日に1回		3000	
				1日に2回		6000	
				1日に3回以上		10000	
⑭ 夜間・早朝・深夜加算				夜間(18:00~22:00)早朝(6:00~8:00)		2100	
				深夜(22:00~6:00)		4200	

- ※1 1) 人工呼吸器を使用している状態にある方
 2) 15歳以下の超重症児・準超重症児
 3) 特別訪問看護指示期間の方
 4) 特別な管理を必要とする方(※2 ※3)
- ※2 1) 悪性腫瘍患者・気管切開患者で、医師より指導管理を受けている状態にある方
 2) 気管カニューレまたは留置カテーテルを使用している状態にある方
- ※3 1) 自己腹膜灌流・血液透析・酵素療法・中心静脈栄養法・成分栄養経管栄養法・自己導尿・人工呼吸・持続陽圧呼吸療法・自己疼痛管理・肺高血圧症患者で、医師より指導管理を受けている状態にある方
 2) 人工肛門または人口膀胱を設置している状態にある方
 3) 重度の褥瘡(真皮を越える褥瘡)の状態にある方
 4) 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している方